

つがる市総合体育館
指定管理者募集要項

つがる市教育委員会
教育部社会教育スポーツ課

【 目 次 】

1	募集の概要	1
	(1) 募集目的	
	(2) 施設の概要	
	(3) 指定期間	
	(4) 募集等スケジュール (予定)	
2	応募資格	2
3	指定管理者候補者の募集	3
	(1) 募集手続き	
	(2) 応募の際の提出書類	
	(3) 提出部数	
	(4) 留意事項	
	(5) 募集要項及び管理業務処理要項に関する質問	
4	指定管理者候補者の選定	4
	(1) 選定方法	
	(2) 評価基準	
	(3) 選定結果の公表	
	(4) 選定審査対象からの除外	
	(5) 協定の締結	
	(6) 「基本協定」及び「年度協定」の締結	
	(7) 協定締結に関する留意事項	
	(8) 再度の認定	
5	管理に関する基準	6
	(1) 開館時間	
	(2) 休館日	
	(3) 利用料金	
6	指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	9
	(1) 事業報告書の作成及び提出	
	(2) 業務報告の聴取等	
	(3) 利用者ニーズの把握	
	(4) 管理業務の評価及び公表	
7	業務の範囲及び具体的内容	10
	(1) 維持管理に関すること	
	(2) 設置目的に資する事業の実施に関すること	
	(3) 利用者に関すること	
	(4) その他教育委員会が定める業務	

8	管理に関する経費等	11
	(1) 管理に関する経費	
	(2) 経費の支払い	
	(3) 会計処理	
	(4) 利用料金の取扱い	
	(5) その他	
9	利用料金の取扱い	12
10	自主事業	12
	(1) 自主事業の提案	
	(2) 行政財産の目的外使用	
11	その他の特記事項	12
	(1) 管理上発生する責任分担	
	(2) 関係法令等の遵守に関する事項	
	(3) 管理業務の再委託の禁止等	
	(4) 指定の取消し等	
	(5) 損害賠償責任	
	(6) 保険の加入に関する事項	
	(7) 備品の管理及び帰属	
	(8) 事前準備に関する事項	
	(9) 原状回復および事務引継ぎに関する事項	
12	その他	14
	(1) 避難所の指定	
13	問合わせ先及び応募先	15

つがる市総合体育館指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 募集目的

つがる市では多様化する住民ニーズに対し、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、市民の健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興に寄与することを目的とし指定管理者を募集します。

(2) 施設の概要

名 称	つがる市総合体育館
設 置 目 的	スポーツに親しむ環境づくりと文化活動の場を提供するとともに、各種大会やイベント等の開催などによる生涯スポーツを通じた健康づくりと市民交流の活性化及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
所 在 地	つがる市木造若緑 64 番地
開 館 日	令和 5 年 6 月 1 日
プレオープン	令和 5 年 4 月 1 日
施 設 規 模 等	・敷地面積：48,869.06 m ² ・延床面積：10,794.84 m ² ・構造 体育館：RC 造、2F 建て、一部 S 造（耐火建築物） キョロ：平屋建て、アルミニウム合金造（その他建築物）
施 設 内 容	【1F】 ・メインアリーナ（2,132 m ² ） ・サブアリーナ（693 m ² ） ・武道場（735 m ² ） ・多目的室 A（113 m ² ） ・多目的室 B（113 m ² ） ・ロッカールーム A（72 m ² ） ・ロッカールーム B（72 m ² ） 【2F】 ・トレーニングルーム（144 m ² ） ・ランニングコース（267m） 【屋外】 ・3×3 バスケットボールコート（2 面） ・ランニングコース（800m） ・健康遊具広場（1,142 m ² ）

(3) 指定期間

令和5年(2023)4月1日から令和10年(2028)3月31日まで(5年間)

(4) 募集等スケジュール(予定)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 募集要項の配布開始、HP掲載 | 令和4年9月5日(月)～9月30日(金) |
| ② 現地説明会【※要事前申込(様式7)】 | 令和4年9月20日(火) ※応募必須要件 |
| ③ 質問書受付 | 令和4年9月21日(水)～9月30日(金) |
| ④ 申請書受付 | 令和4年9月28日(水)～10月14日(金) |
| ⑤ 選定委員会による応募ヒアリング | 令和4年11月中旬を予定 |
| ⑥ 指定管理者の候補者の選定 | 令和4年11月中旬 |
| ⑦ 選定結果の通知・選定理由の公表 | 令和4年11月中旬を予定 |
| ⑧ 指定の議案上程 | 令和4年12月中旬 |
| ⑨ 指定管理者の指定及び協定締結 | 令和4年12月下旬 |

2 応募資格

つがる市総合体育館の指定管理者の応募資格は以下のとおりです。

(1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体で構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体及び構成団体の変更は原則認めません。
- ③ 個人情報保護の観点から、運営を担当する企業はプライバシーマークを有すること。

(2) 西北五管内に本・支店または営業所等の事務所を有する団体であること。

- ① グループ申請の場合：グループを構成する団体のいずれかの団体が該当する事。
- ② LLP(有限責任事業組合)：LLPを構成する組合員のうちいずれかの団体が該当する事。

※西北五管内：五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡を含む地域。

(3) 団体またはその代表者が次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体
- ② つがる市から指名停止を受けている者
- ③ 国税若しくは地方税を滞納している者
- ④ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑥ 法律行為を行う能力を有しない者

(4) 複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請すること及びグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

尚、この場合のグループとは、指定管理者となる事を目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

(1) 募集手続き

① 募集要項の配布

- ・配布期間 : 令和4年9月5日(月)～9月30日(金)「平日の午前9時00分から午後5時00分まで」
- ・配布場所 : つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課
〒038-3138 つがる市木造若緑52番地 生涯学習交流センター
「松の館」及び市ホームページ上で配布

② 指定管理者指定申請書類の受付

- ・受付期間 : 令和4年9月28日(水)～10月14日(金)まで
 - ・持参の場合 平日の午前9時00分から午後5時00分まで
 - ・郵送の場合 10月14日(金)午後5時00分必着
- ・提出先 : つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課
〒038-3138 つがる市木造若緑52番地

(2) 応募の際の提出書類

	提出書類	グループ申請の場合の提出者
①	つがる市公の施設に係る指定管理者指定申請書(別添様式1)	代表団体と構成団体
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体
③	団体概要書(別添様式2) 非法人の場合は代表者の身分証明書を添付してください。	代表団体と構成団体
④	グループ申請に係る構成団体の委任状(別添様式3)	代表団体
⑤	グループ協定書の写し(管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し)	代表団体
⑥	定款、寄附行為、規約、役員名簿(生年月日入り)、その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑦	法人の場合、登記事項証明書 (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書)	代表団体と構成団体
⑧	事業計画書(別添様式4-1, 4-2)	代表団体
⑨	施設の管理に係る収支計画書(別添様式5-1, 5-2) 別添様式5のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について、別紙で示してください(任意様式)。 このうち、人件費の積算内訳については、詳細が確認できるよう別途提出してください。(任意様式)	代表団体
⑩	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和4年度の収支予算書及び事業計画書 ・令和3年度の収支計算書及び事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和4年度の収支予算書及び事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書及び事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 (市税の滞納が無い旨の証明書で可) なお、これらの書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨及びその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体

(3) 提出部数

原本1部、副本12部（副本は複写を可とし、A4サイズに揃えて提出ください。）

(4) 留意事項

- ① 応募書類の著作権は応募団体に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。
- ② 応募書類は情報公開の請求によって開示することがあります。
- ③ 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ④ 指定管理者選定委員会開催前において、市は提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑥ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑦ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(5) 募集要項及び管理業務処理要項に関する質問

応募資格を有している者で、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問書（別添様式6）により、持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかにより、令和4年9月30日（金）までにつがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課あてに提出してください。質問に対する回答は随時回答し、あわせて市のホームページにも掲載いたします。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

つがる市教育委員会において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。なお、選定委員会では全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は16ページのとおりとします。

(3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果及び選定委員会会議録は公表します。

(4) 選定審査対象からの除外

- ① 選定審査に対して不当な要求等を申し入れた場合
- ② 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に疑義又は不正があった場合
- ④ 提出期限を超過してから提出書類が提出された場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(5) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、以下を主な内容とする協定書を締結します。指定管理者の指定については議会の議決を必要としますので、議会の議決の日を以て、その効力が発せられることとなります。

協定書の主な内容は次のとおりです。

- ① 管理業務の基本的事項
- ② 指定管理者の責務
- ③ 指定期間に関する事項
- ④ 指定管理料及び利用料金
- ⑤ 事業計画に関する事項
- ⑥ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑦ つがる市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑧ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 原状回復義務
- ⑩ 損害の賠償
- ⑪ 再委託の禁止
- ⑫ 指定管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項等
- ⑬ その他

(6) 「基本協定」及び「年度協定」の締結

指定期間全体を対象とする事項については「基本協定」で定め、年度ごとに変動する事項については「年度協定」で定めることとなります。

年度協定書の主な内容は次のとおりです。

- ① 指定管理料及び利用料金
- ② 当該年度の業務内容に関する事
- ③ 協定期間
- ④ その他

(7) 協定締結に関する留意事項

- ① 指定管理者の候補者となっている団体が、協定の締結に応じない場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- ② 指定管理者の候補者となった団体が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項に規定する場合又は関係条例に違反した場合、指定管理者となりうる権利を取り消すことがあります。

(8) 再度の認定

指定管理者に指定されるまでの間、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

5 管理に関する基準

つがる市総合体育館の開館時間および休館日は以下のとおりとします。

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで

施設の使用時間区分は1時間単位となります。ただし、使用料区分は次の区分となります。

- ・午前9時から午後1時まで
- ・午後1時から午後6時まで
- ・午後6時から午後9時まで
- ・土、日、休日は使用料区分に関わらず一律料金

(2) 休館日

- ・毎月第3月曜日（祝祭日の場合はその翌日）
- ・12月28日から1月4日まで

(3) 利用料金

当該施設は地方自治法第244条の2第8項の規定により利用料金は指定管理者の収入となります。

① 利用料金の体系

利用料金制度とは、利用者が支払う利用料金を自らの収入として施設の管理に要する経費に充てるもので、次に掲げる利用料金を上限としてあらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって、指定管理者は、管理業務に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

なお、利用料金の額等について事業計画書（別添様式4-2）に記載してください。

※ 施設の事前予約の受付期間については教育委員会と協議により定めることとしております。

なお、指定管理期間終了後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を次の指定管理者に引き継ぐこととなります。

② 利用料金の減免

指定管理者は、つがる市総合体育館条例の規定に基づき、利用料金を減額または免除することができます。

なお、詳細については別添「つがる市総合体育館管理業務処理要領」をご参照ください。

※ 減免相当額を市が補填することはありません。

③ 前納の取扱い

使用料（利用料）の納付は前納を基本とするため、指定管理者は、収納方法についてあらかじめ教育委員会の承認を受けて定めていなければなりません。

(つがる市総合体育館条例別表1)
別表第1
つがる市総合体育館使用料

区分				使用料				
				平日			土日休日	
				午前9時から 午後1時	午後1時から 午後6時	午後6時から 午後9時		
貸切使用	メインアリーナ	全面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間
			営利	3,600 円/時間	3,360 円/時間	4,800 円/時間	4,800 円/時間	
		全面	アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	3,600 円/時間	3,360 円/時間	4,800 円/時間	4,800 円/時間
			営利	18,000 円/時間	16,800 円/時間	24,000 円/時間	24,000 円/時間	
		半面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	900 円/時間	840 円/時間	1,200 円/時間	1,200 円/時間
			営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間	
	半面	アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間	
		営利	9,000 円/時間	8,400 円/時間	12,000 円/時間	12,000 円/時間		
	サブアリーナ	全面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	900 円/時間	840 円/時間	1,200 円/時間	1,200 円/時間
			営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間	
		全面	アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間
			営利	9,000 円/時間	8,400 円/時間	12,000 円/時間	12,000 円/時間	
武道場	全面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	900 円/時間	840 円/時間	1,200 円/時間	1,200 円/時間	
		営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	1,800 円/時間	1,680 円/時間	2,400 円/時間	2,400 円/時間	
		営利	9,000 円/時間	8,400 円/時間	12,000 円/時間	12,000 円/時間		
	半面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	450 円/時間	420 円/時間	600 円/時間	600 円/時間	
		営利	900 円/時間	840 円/時間	1,200 円/時間	1,200 円/時間		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	900 円/時間	840 円/時間	1,200 円/時間	1,200 円/時間	
		営利	4,500 円/時間	4,200 円/時間	6,000 円/時間	6,000 円/時間		
多目的室A	全面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	360 円/時間	330 円/時間	480 円/時間	480 円/時間	
		営利	720 円/時間	670 円/時間	960 円/時間	960 円/時間		
	全面	アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	720 円/時間	670 円/時間	960 円/時間	960 円/時間	
		営利	1,440 円/時間	1,340 円/時間	1,920 円/時間	1,920 円/時間		
B的多目的室	全面	アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	360 円/時間	330 円/時間	480 円/時間	480 円/時間	
		営利	720 円/時間	670 円/時間	960 円/時間	960 円/時間		

	A	合		円/時間	円/時間	円/時間	円/時間	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	720 円/時間	670 円/時間	960 円/時間	960 円/時間
			営利	1,440 円/時間	1,340 円/時間	1,920 円/時間	1,920 円/時間	
		アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	270 円/時間	250 円/時間	360 円/時間	360 円/時間	
			営利	540 円/時間	500 円/時間	720 円/時間	720 円/時間	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	540 円/時間	500 円/時間	720 円/時間	720 円/時間	
		営利	1,080 円/時間	1,000 円/時間	1,440 円/時間	1,440 円/時間		
	B	合		円/時間	円/時間	円/時間	円/時間	
			アマチュアスポーツに使用する場 合	非営利	270 円/時間	250 円/時間	360 円/時間	360 円/時間
			営利	540 円/時間	500 円/時間	720 円/時間	720 円/時間	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	非営利	540 円/時間	500 円/時間	720 円/時間	720 円/時間	
		営利	1,080 円/時間	1,000 円/時間	1,440 円/時間	1,440 円/時間		
個人使用	アリーナ及び武道場	小中学生		100円/時間				
		高校生		100円/時間				
		一般		150円/時間				
	トレーニングルーム	中学生		200円/2時間				
		高校生		300円/2時間				
		一般		400円/2時間				
	ランニングコース	小中学生		60円/時間				
		高校生		80円/時間				
		一般		100円/時間				
	シャワー室	1人あたり		100円/回				
	附属設備	音響設備	アリーナ等		1,000円/回			
			多目的室等		500円/回			
得点カウンタシステム		大型		1,000円/回				
		小型		500円/回				
フロアシート		1式		6,800円/回				
仮設ステージ		1式		4,000円/回				
照明設備	メインアリーナ	全面	全灯		1,200円/時間			
			2/3灯		800円/時間			
			1/2灯		600円/時間			
			1/3灯		400円/時間			
		半面	全灯		600円/時間			
			2/3灯		400円/時間			

	リ サ ブ ア リ ー ナ	全 面	1 / 2 灯	300円 / 時間
			1 / 3 灯	200円 / 時間
			全灯	600円 / 時間
			2 / 3 灯	400円 / 時間
			1 / 2 灯	300円 / 時間
			1 / 3 灯	200円 / 時間
	武 道 場	全 面	全灯	600円 / 時間
			2 / 3 灯	400円 / 時間
			1 / 2 灯	300円 / 時間
			1 / 3 灯	200円 / 時間
		半 面	全灯	300円 / 時間
			2 / 3 灯	200円 / 時間
			1 / 2 灯	150円 / 時間
			1 / 3 灯	100円 / 時間
冷 暖 房 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ	冷房・暖房	非営利	3,000円 / 時間
			営利	6,000円 / 時間
	サ ブ ア リ ー ナ	冷房・暖房	非営利	2,000円 / 時間
			営利	4,000円 / 時間
	武 道 場	冷房・暖房	非営利	2,000円 / 時間
			営利	4,000円 / 時間

備考

- 1 営利とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他名称を問わず入場者から対価を徴収する場合又は入場料等を徴収しない場合であっても収益を得るものをいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた時は、1時間とみなし、使用料を徴収する。
- 3 貸切使用は、10人以上の団体が申請できるものとする。(メインアリーナ、サブアリーナ、武道場)
- 4 照明の使用料は、貸切使用時にのみ徴収し、個人使用の場合は無料とする。
- 5 アマチュアスポーツで貸切使用する場合で非営利目的の場合又は個人使用については、1 / 3点灯料金は徴収しない。(ただし、1 / 3点灯より明るくする場合は明るさに応じた料金を徴収する。)
- 6 アマチュアスポーツで貸切使用する場合で非営利目的の場合又は個人使用については空調設備の料金は徴収しない。(ただし、管理者が設定した温度を変更する場合は料金を徴収する。)
- 7 フロアシート及び仮設ステージについては、営利目的である場合に限り料金を徴収する。
- 8 減免団体等が照明設備の明るさや空調設備の管理者設定温度を変更する場合は、それに応じた料金を徴収する。

6 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、つがる市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(以下「指定管理条例」。)第7条の規定によりつがる市総合体育館に関する事業報告書等を作成し、毎年度終了後60日以内に教育委員会に提出しなければならない。

(2) 業務報告の聴取等

教育委員会は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため実地調査、又は必要な指示をすることができるものとします。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上の為、利用者アンケートを実施する等、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

(4) 管理業務の評価及び公表

- ① 指定管理者は、毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自

らの管理業務の自己評価を行い市に提出しなければなりません。

- ② 市は、(1) に規定する事業報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い評価結果について公表するものとします。

7 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については別添「つがる市総合体育館管理業務処理要領」に記載しています。

- (1) 維持管理に関すること

施設内及び敷地内の清掃、警備、設備の保守点検 など

- (2) 設置目的に資する事業の実施に関すること

スポーツ大会・各種イベントなどの誘致や広報活動など利用の促進、その他施設の設置目的を達成するために必要な業務 など

- (3) 利用者に関すること

窓口業務、利用者への案内・説明に関する業務、施設使用にあたっての補助、利用者へのサービス提供に関する業務、施設の使用許可、取消し など

- (4) その他教育委員会が定める業務

市に提出する書類の作成、市との連絡調整等庶務経理業務、利用者及び住民からの意見、要望等への対応、事故防止、災害及び事故発生時の緊急時の対応、利用促進に関する業務、その他施設の管理運営に必要な業務 など

8 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

つがる市総合体育館を管理するために市が設定している指定管理料の限度額は令和5年度から令和10年度までの5年間で495,622千円（消費税は税率10%で算定）となっております。

「指定管理料算定表」

区分	金額（円）	内訳
支出見込額 (A)	112,545,400	消耗品費、修繕費、通信運搬費、A重油、ガス代、コピー機リース代、清掃業務費、各種保守点検業務費、その他諸経費等 (消費税10%含む)
収入見込額 (B)	13,421,000	
1年当り指定管理料限度額 (C)	99,124,400	(A) - (B)
5年間の指定管理料限度額	495,622,000	(C) × 5年

【指定管理料の算定について】

※光熱水費等、精算対象となる経費については、以下の基準額で算定してください。

尚、以下の基準額は全て「税抜き」の金額です。

- ①電気料 : 15,000,000円
- ②水道料 : 862,620円
- ③燃料費 : 8,001,300円 (A重油、ガス代)
- ④下水道料 : 560,472円

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、指定管理者の請求により、四半期毎分割して支払うものとします。

(3) 会計処理

つがる市総合体育館の管理に関する収支及び支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区分して経理してください。

(4) 利用料金の取扱い

利用料金の取扱いについては、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、時期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者に引き継ぐものとします。

(5) その他

① 初年度（令和5年度分）における精算対象予算区分について

当該施設について、管理初年度にあたる令和5年度予算については、以下の予算区分における経費算定が困難であることから、年度収支予算額に対する精算を行います。

- ・燃料費の内、設備用燃料費（A重油、ガス）：実績に基づき精算します。
- ・光熱水費の内、電気料、水道料：実績に基づき精算します。
- ・使用料の内、下水道使用料：実績に基づき精算します。

9 利用料金の取扱い

各年度の利用料金収入の額が当初見込みを上回った場合、指定管理者は経営努力のメリットとして、その収入を享受できるものとします。ただし、利用料金の収入の額が当初見込み額を下回った場合は指定管理者の負担とし、指定管理料の増額は行いません。

また、自主事業収入、協賛金、国等からの助成金など、指定管理料及び利用料金以外に、指定管理者としての業務の実施に伴う収入が見込まれる場合にも同様の扱いとします。

10 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、つがる市総合体育館の施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上並びに市民の健康増進を目的として、自主事業を実施することができます。

提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。自主事業を提案する場合には、事業計画書（別添様式4-1）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別添様式5-2）を提出してください。

また、提案にあたっては、自主事業で得られる利益の全部または一部を「施設の管理に係る収支計画書（別添様式5-1）」に計上することにより、市が支払う指定管理料の縮減に充てることができます。

なお、自動販売機については、市が設置することとなります。指定管理者が自主事業として設置することはできません。ただし、設置された自動販売機の行政財産使用料は指定管理者の収入として取扱われます。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。

11 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関する責任分担は17～18ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適切に考慮したうえで、事業計画の立案や費用の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務の遂行において、つがる市総合体育館条例及びつがる市総合体育館条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項及び第3項

（公の施設）

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。事項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ つがる市情報公開条例第15条の2第1項及び第2項
（指定管理者の情報公開）

第15条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）はその保有する情報であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する情報であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、つがい情報を実施機関に提出するよう求めるものとする。

ウ つがる市個人情報保護条例第27条の2第1項及び第2項
（指定管理者に関する特例）

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章及び第3章の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて、あらかじめ」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第2章及び第3章の規定の適用については、第15条第1項中「実施機関に対し、その」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者が」と、「保有個人情報の」とあるのは「個人情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）の」と、第16条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第1項中「以内に、」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、」と、同条第3項第2号中「直ちに」とあるのは「速やかに、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、当該開示請求に係る」と、第22条第1項並びに第23条第1項及び第2項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第24条第2項中「訂正をした」とあるのは「訂正を指定管理者に行わせた」とする。

(3) 管理業務の再委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部を委託、または請負させることはこの限りではありません。なお、委託に関しては適正な業者選定及び監督体制の確立の基に行われる必要があります。

(4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失った時などは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずる

こととなります。

なお、指定管理者は、収支計画書の年度平均収入額（自主事業分は除く。）の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

ただし、収入額が支出額を上回る場合は、当該施設の運営に要する費用（支出額等）の10分の1に相当する額とします。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

(6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

(7) 備品の管理及び帰属

市が備え付ける備品は、「つがる市総合体育館管理業務処理要領」別紙「備品一覧」のとおりです。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することが出来なくなったり、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

(8) 事前準備に関する事項

① 指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定管理期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引継ぎを受けるものとします。

② 指定管理者は、当該指定管理施設の情報発信を目的とするホームページを以下により開設、又は引継ぎをし、期限までに準備をしてください。

ア 作成期限：初回指定時（令和5年度） ・ 令和5年4月30日まで

：引継ぎ指定時 ・ 指定管理前年度の3月31日まで

イ 構成内容：つがる市総合体育館管理業務処理要領による

(9) 原状回復および事務引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または、指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引継ぎを行うこととなります。

12 その他

(1) 避難所の指定

つがる市総合体育館は、つがる市地域防災計画により避難所に指定される予定です。

(令和5年4月1日予定) 避難所として開設されたときは、指定管理者はこれに協力す

ることとなります。

13 問合せ先及び応募先

〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52 番地

つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課

電話 :0173-49-1200(内線 613) F A X :0173-49-1212

E-mail :syabun@city.tsugaru.lg.jp

評価基準

評 価 項 目	配 点
1 施設設置の目的が達成できるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致しているか ・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者及び管理・監督体制は明確になっているか 	
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	50
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・高齢者・障害者等への対応は十分図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性を持った利用促進策を考えているか ・苦情処理の体制は明確になっているか 	
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	30
<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・必要な経費は全て計上されているか 	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	50
<ul style="list-style-type: none"> ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか 	
5 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の社会保険の加入等適正な雇用体制が確保されているか ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われているか ・労働条件（労働時間、休憩、休暇、健康管理など）などどうなっているか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か 	
6 地域との関わりや地域に対する貢献が図られるか	60
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・市の方針に連動した地域振興を目的とする事業の提案はあるか ・地域間交流の促進を促す事業の提案はあるか ・地元雇用による地域貢献が積極的に図られているか。 ・管理の一部を地域に補って頂くなど地域参画等の考えはあるか 	
7 個別項目	80
<p>【施設管理・運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な収納管理体制が図られるか ・申請受付・許可業務が適正に行われるか ・利用者数、入館者数を増やすなど、収入増加の取組みの提案はあるか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・利用者の安全管理体制や対策は十分か <p>【文化活動・スポーツ活動を振興する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会や文化・商業イベント等の誘致、開催に積極的に取組む体制を構築しているか ・利用者団体や主催者が大会等を開催しやすい環境を整えているか ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか <p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が施設の設置目的に沿ったものになっているか ・市民ニーズを把握し、施設の利用促進や効果的な活用が図られる事業が計画されているか ・多くの市民が参加できる事業を計画しているか ・広域的な地域間交流が促される事業を計画しているか 	
8 提案金額の比較について	50
<ul style="list-style-type: none"> ・最低提案金額／提案金額×50点 	
合 計	

リスク分担表

項目		内容		負担者	
				市	指定管理者
書類関連リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類		○	
		法令の変更			○
制度関連リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定、改正等によるもの		○	
		上記以外の一般的な法令の制定、改正等によるもの			○
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正等によるもの		○	
		上記以外の一般的な新税の創設、税制改正等によるもの			○
維持管理リスク	金利の変動	金利の変動による			○
	物価の変動	物価の変動によるもの			○
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	○	
			1件当たり30万円（税込）未満の修繕		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入	○	
			1件当たり30万円（税込）未満の修繕		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕	○	
	管理上の瑕疵によるもの			○	
	施設、設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり30万円（税込）未満の修繕		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕	○	
			第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり30万円（税込）未満の修繕	
		1件当たり30万円（税込）以上の修繕		○	
		管理上の瑕疵によるもの			○
		施設の構造上の瑕疵によるもの		○	
	展示物、資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの			○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり30万円（税込）未満の修繕		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕	○	
	備品の購入	備品の購入	1件当たり5万円未満の備品		○
			1件当たり5万円以上の備品	○	
政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から、業務の全部もしくは一部を中止し、または業務内容を変更したことによるもの		○		
業務不履行	指定管理者による管理業務及び協定内容の不履行			○	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの			○	
	施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの		○		
	指定管理者の提案による自主事業運営によるもの			○	
セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの			○	
	上記以外のもの		○		

社会リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設利用者への対応	地域との協調に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容等に対する施設利用者からの反対、訴訟、要望等に関するもの	○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
不可抗力		天災、暴動等不可抗力によるもの	○	
指定の終了等		指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

(様式1)

年 月 日

つがる市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者職・氏名
連絡先(電話)

つがる市公の施設に係る指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、つがる市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(非法人の場合は会則等)
 - (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
 - (4) 国税及び地方税の納税証明書又は非課税証明書
 - (5) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録又はこれに相当する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(様式2)

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
団 体 の 名 称		
代 表 者 の 職 ・ 氏 名		
所 在 地		
設 立 年 月 日		
資 本 金	年 月 日現在	千円
従 業 者 数	年 月 日現在	正社員 人 非正社員 人
主たる業務内容		
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
連 絡 先	連絡責任者の職・氏名	
	電話番号：	F A X 番号：
	E-mail：	

※記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(様式3)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

つがる市長 様

構成団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話	—

構成団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話	—

構成団体	所在地または代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話	—

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、つがる市総合体育館に係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

代表団体	所在地または代表者の住所
	名称
	代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(様式4-1)

事業計画書

団体の名称 _____

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか

2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか

3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか

4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的。人的能力があるか

5 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか

6 地域との関わりや地域に対する貢献が図られるか

7 個別事項

※評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。又、年度により、取組み内容等が異なる場合は、年度等が確認できるように記載してください。

(様式4-2)

事業計画書

団体の名称 _____

1 利用料金の提案

○貸切利用料金

区分			平日			土日祝日	
			午前9時から 午後1時	午後1時から 午後6時	午後6時から 午後9時		
メインアリーナ	全面	アマチュアスポーツに使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
	半面	アマチュアスポーツに使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
サブアリーナ	全面	アマチュアスポーツに使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	非営利	円	円	円	円	
		営利	円	円	円	円	
武道場	全面	アマチュアスポーツに使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
	半面	アマチュアスポーツに使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	非営利	円	円	円	円
			営利	円	円	円	円
多目的 室A	アマチュアスポーツに使用する 場合	非営利	円	円	円	円	
		営利	円	円	円	円	

	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円
多目的室 B	アマチュアスポーツに使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円
ロッカールーム A	アマチュアスポーツに使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円
ロッカールーム B	アマチュアスポーツに使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	非営利	円	円	円	円
		営利	円	円	円	円

※貸切利用料金において、上表以外の料金設定（回数券発行等含む）がある場合は、追記下さい。

○個人利用料金

(1) メインアリーナ・サブアリーナ・武道場

区 分	平 日			土日祝日
	午前 9 時から 午後 1 時	午後 1 時から 午後 6 時	午後 6 時から 午後 9 時	
小・中学生	円	円	円	円
高校生	円	円	円	円
一般	円	円	円	円

(2) トレーニングルーム

区 分	単 位	金 額
中学生		円
高校生		円
一般		円

(3) ランニングコース

区 分	単 位	金 額
中学生		円
高校生		円
一般		円

(4) シャワー室

区 分	単 位	金 額
1人あたり		円

※シャワー室は硬貨投入式のシャワーとなっております。

※個人利用において、上表以外の料金設定（回数券発行等含む）がある場合は、追記下さい。

○附属設備等利用料金

(1) 附属設備

区 分		単 位	金 額
音響設備	アリーナ系統		円
	多目的室		円
得点カウンターシステム	大型		円
	小型		円
フロアシート	1式		円
仮設ステージ	1式		円

(2) 照明設備

区 分		単 位	金 額
メインアリーナ	全面	全灯	円
		2 / 3 灯	円
		1 / 2 灯	円
		1 / 3 灯	円
	半面	全灯	円
		2 / 3 灯	円
		1 / 2 灯	円
		1 / 3 灯	円
サブアリーナ	全面	全灯	円
		2 / 3 灯	円
		1 / 2 灯	円
		1 / 3 灯	円
武道場	全面	全灯	円
		2 / 3 灯	円
		1 / 2 灯	円
		1 / 3 灯	円
	半面	全灯	円
		2 / 3 灯	円
		1 / 2 灯	円
		1 / 3 灯	円

(3) 冷暖房設備

区 分			単 位	金 額
メインアリーナ	冷房・暖房	非営利		
		営利		
サブアリーナ	冷房・暖房	非営利		
		営利		
武道場	冷房・暖房	非営利		
		営利		

※料金設定は条例に定める使用料を超えて設定することはできません。

2 提案金額の考え方

3 利用料金の収納について

(1) 収納の時期

(2) 収納の方法

(3) キャンセル料金の収納方法

4 利用予約の考え方について

(1) 予約の開始時期

(様式5-1)

管理運営に係る収支計画書 (年度分)

団体の名称 _____

1 収入

項 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
指定管理料 利用料金収入 自主事業収入 その他収入			
合計 (A)			

2 支出

項 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 人件費 維持管理費 ・燃料費 ・光熱水費 ・建物管理費 ・維持補修費 ・その他 事務費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・通信運搬費 事業費 その他			
合計 (B)			

差引 (A - B)			
------------	--	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごと及び合計の収支計画書を提出してください。

(様式5-2)

自主事業に係る収支計画書 (年度分)

団体の名称 _____

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 収支計画
 - (1) 収入

項目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 販売収入 その他収入			
合計 (A)			

- (2) 支出

項目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 仕入等			
合計 (B)			

差引 (A - B)			
------------	--	--	--

(様式6)

質 問 票

公の施設の名称 : つがる市総合体育館

団体の名称 : _____

提出年月日 : _____年 _____月 _____日

連絡責任者の職・氏名 :	
電話番号 :	FAX番号 :
E-mail :	

質問事項	
------	--

(様式7)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

つがる市長 様

所在地
団体名
代表者職・氏名
(ふりがな)
担当者氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

指定管理者応募に係る現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

団体名	
参加者氏名 (2名以内)	

- ※ この申込書は、令和4年9月16日(金)午後5時までに電子メール等で申し込んでください。
- ※ 当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、ホームページ等で確認のうえ お持ちください。
- ※ 現地説明会への参加は「応募する際の必須要件」となりますので、必ず参加してください。